

# 北区バリアフリー基本構想【全体構想】（案）概要版

※本基本構想で用いる「高齢者、障害者等」という表現について、法律の解説では「高齢者、障害者、妊娠婦、けが人等」とされているが、乳幼児同伴者など、子育てをしている人も移動や施設の利用に制約があることから、交通政策基本法の趣旨も踏まえ、対象者として含めて今後の検討を進める。

## 第1章 バリアフリー基本構想策定にあたって

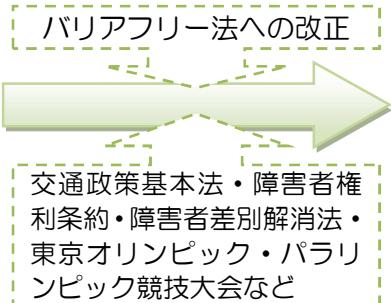
### 北区交通バリアフリー基本構想

旧全体構想

旧駅周辺基本構想 5 地区

平成 22 年度目標

進捗状況：事業の進捗率約 85%



### 北区バリアフリー基本構想

全体構想

地区別構想

平成 37 年度目標

協議会・区民部会で全体構想検討

## 第2章 基本構想策定の基本方針

### 策定の背景

#### バリアフリー法への改正

対象者の拡充・対象施設の拡充・制度の拡充・当事者参加・ソフト施策の充実。

#### 交通政策基本法

妊娠婦や乳幼児同伴者のための施策の位置づけ。

#### 障害者権利条約・障害者差別解消法

障害を理由とする差別の禁止及び合理的な配慮の義務化。

#### 東京オリンピック・パラリンピック競技大会

東京の最先端のユニバーサルデザイン化。

### 利用者の評価（区民部会での指摘）

- 引き続きの整備推進の必要性
- バリアフリールートへの迂回距離の長さ
- 多様な利用者に配慮した連続的な案内
- 利用可能時間や管理状態による使いづらさ
- こころのバリアフリーの重要性

### 策定に向けた課題

- 旧基本構想からのスパイラルアップ
- こころと情報のバリアフリーの推進
- 行政、事業者、利用者の連携による事業推進

### 基本理念

「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区  
～だれもが健やかに安心して生活・移動できる  
ユニバーサル社会を目指して～

### 基本方針

- だれもが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想づくりを目指します
- おおむね 10 年後（平成 37 年度）を目標とします
- 区全域におけるバリアフリー推進の考え方を示します
- まちづくりを進めるうえで効果の高い地区を重点整備地区に定めます
- 重点整備地区（地区別構想）では実現性の高い具体的な特定事業を定めます
- こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します
- 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け利用者の参加による推進方法を示します

### 区内の高齢者・障害者等の状況

#### 高齢者の状況

高齢化率 25.5% (H27.4 23 区中 1 位)

#### 障害者の状況

身体障害者手帳所持者数：横ばい

愛の手帳所持者数：増加傾向

精神障害者保健福祉手帳交付数：増加傾向

#### 乳幼児・外国人の状況

乳幼児数・外国人登録人口：増加傾向

### 区内の関連計画

- 北区基本計画2015
- 北区人口ビジョン・北区まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）
- 北区都市計画マスターplan
- まちづくり関連事業など
- 福祉関連計画 その他関連計画など

## ●基本構想の位置づけ

### 国が定める法律

#### バリアフリー法

（平成 18 年）

#### 移動等円滑化の促進に関する基本方針（主務大臣）

（平成 23 年改正）

### 北区バリアフリー基本構想

#### ○全体構想

- 基本理念・方針、区全域および重点整備地区における基本的事項、こころと情報のバリアフリー、スパイラルアップに関する事項など

#### ○地区別構想（法定基本構想）

- 移動等円滑化に関する基本的な方針
- 重点整備地区
- 生活関連施設及び経路
- 特定事業・その他事業 など

### 区の上位関連計画

#### 「北区基本構想」・「北区基本計画 2015」

##### ■基本理念

平和と人権の尊重・区民自治の実現・環境共生都市の実現

#### 「北区人口ビジョン」・「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」

##### ■目指すべき将来の方向

生まれ・育ち・住んで良かったと思える「ふるさと北区」を目指し、首都東京の自治体として「30 万都市・北区」を維持する。

#### 「北区都市計画マスターplan 2010」

##### ■まちづくりの基本理念

次世代に継承する 快適で魅力あるまち北区

#### 「北区地域保健福祉計画」

##### ■基本理念

健やかに安心してくらせるまちづくり

##### ■関連計画

- 高齢者保健福祉計画
- 障害者計画・障害福祉計画

## 特定事業などの実施

### 公共交通特定事業

### 道路特定事業

### 路外駐車場特定事業

### 都市公園特定事業

### 建築物特定事業

### 交通安全特定事業

### その他の事業

## 第3章 区全域におけるバリアフリー化の推進に関する事項

### まちづくり事業と連携した重点整備地区の指定

重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進していく地区として重点整備地区を指定

### 社会资本整備とあわせたバリアフリー化の推進

より使いやすく配慮された整備を進めていくことで、区内のバリアフリー水準の底上げ

### 公共建築物の整備に伴うバリアフリー化の推進

新築・改築の際は、法令や基準をはじめ、基本構想の考え方を反映。既存建築物も現実的なバリアフリー化に努める

### ネットワーク経路における整備の推進

観光ルート整備などと連携して案内の充実などを含めたバリアフリー化を推進することで、区全域の回遊性向上に寄与

## 第4章 地区別構想に関する基本的な事項

### 重点整備地区指定の要件

- 配置要件：生活関連施設を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
- 課題要件：生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要な地区
- 効果要件：移動等円滑化のための事業が、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

### 重点整備地区指定の考え方

- すべての駅を重点整備地区の対象
- 生活関連施設・生活関連経路の配置状況や駅相互の徒歩圏の連携を考慮し、地区の実状などに応じて重点整備地区の範囲を判断
- 重点整備地区の範囲が隣接区に及ぶ場合は、隣接区と協力し、事業を一体的に推進
- 重点整備地区の境界は明確に表示
- 効果的なまちづくりを推進する観点にも留意し総合的な観点から設定
- 生活関連施設・経路については、地区別構想で利用状況などを踏まえて設定

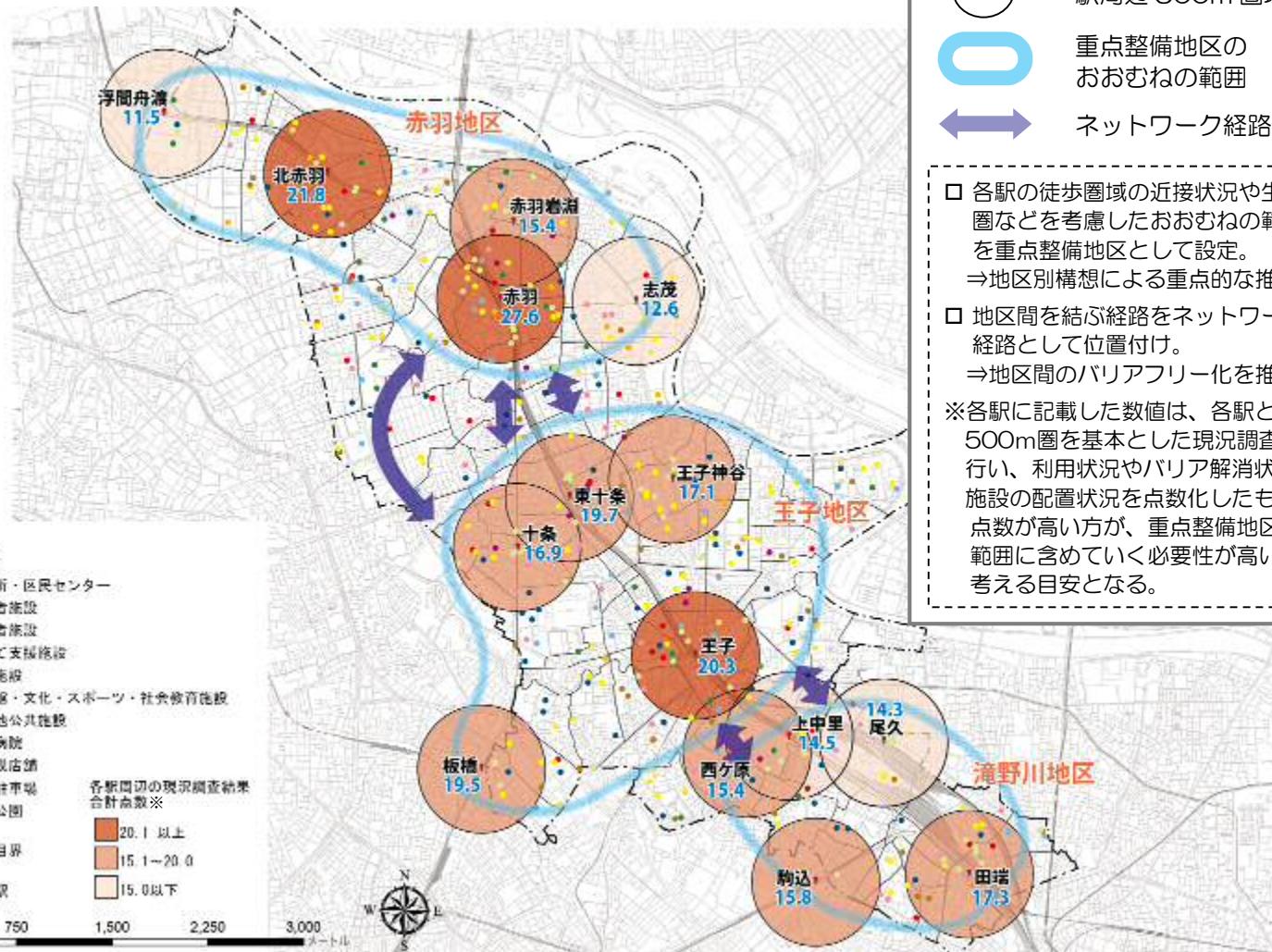
### 重点整備地区指定の調査

(駅周辺ごとに利用者、旅客施設整備、道路整備・地形条件、施設分布を調査)

重点整備地区	含まれる駅	基本構想策定に関する考え方
赤羽地区	浮間舟渡・北赤羽・赤羽・赤羽岩淵・志茂	・「にぎわいの拠点」である赤羽駅周辺を中心に駅相互の利用を想定した地区設定 ・2ルート目の確保も見据えた、駅のバリアフリーの充実
王子地区	東十条・十条・王子神谷・王子・板橋	・旧基本構想の成果と課題を踏まえたスパイラルアップ ・障害者や乳幼児同伴者の利用の多さを考慮した事業設定
滝野川地区	上中里・西ヶ原・田端・駒込・尾久	・旧基本構想の成果と課題を踏まえたスパイラルアップ ・「にぎわいの拠点」である田端駅周辺を中心に駅相互の利用を想定した地区設定 ・高低差解消の更なる推進

**特定事業設定に関する留意事項**：全特定事業共通・公共交通・道路・路外駐車場  
・都市公園・建築物・交通安全特定事業

### ●重点整備地区設定の考え方



## 第5章 こころと情報のバリアフリーの推進

### こころのバリアフリーの必要性

- ・国民の責務：理解を深める・施設の利用などを妨げない・移動及び施設の利用を手助けする
- ・行政機関や事業者：障害に対する正しい知識の取得や理解、建設的な対話による取組

### 情報・コミュニケーションのバリアフリーの充実

- ・視覚障害や聴覚障害などの情報障害への更なる対応
- ・ICT技術などの発展による情報・コミュニケーションのバリアフリーの推進とあわせ、こころのバリアフリーと一緒に進めることによる支援の充実

### 各主体による活動の推進

#### 協議会

- ・協議会の場を活用した勉強会の実施
- ・施設設置管理者などへの提案
- ・イベントなどで啓発活動

#### 行政機関

- ・福祉教育の充実
- ・視覚障害者誘導用ブルーベルマーク敷設地図などを活用した啓発
- ・ベビーカーマークなどの理解促進

#### 施設設置管理者

- ・職員訓練の充実
- ・こころと情報・コミュニケーションのバリアフリーに留意した特定事業
- ・施設利用マナー啓発

#### 利用者

- ・高齢者、障害者などへの理解・協力
- ・それぞれができる範囲でこころのバリアフリーを実践

## 第6章 基本構想の推進とスパイラルアップ

- ・特定事業計画の作成
- ・平成32年度には利用者参加で中間評価
- ・利用者への情報提供
- ・協議会の継続と年1回の進捗状況確認
- ・影響の大きい特定事業では計画・設計段階で意見交換
- ・協議会などを活用したこころのバリアフリーの推進

